

# 評価報告概要表

## 第三者評価機関

名 称	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
評価調査日	平成18年6月15日(木)

## 福祉サービス事業者情報

名 称	山口育児院	種 別	児童養護施設
代表者氏名	施設長 片山弘基	開設年月日	明治37年3月15日
設 置 者	社会福祉法人 山口育児院	定員(利用人数)	30名(27名)
所 在 地	〒753-0082 山口市水の上町5-27		
電 話 番 号	083-922-1027	FAX番号	083-922-2389
ホームページアドレス	<a href="http://www.c-able.ne.jp/~y-ikuji/">http://www.c-able.ne.jp/~y-ikuji/</a>		

## 総 評

### 全体を通して(事業所の優れている点、独自に工夫している点など)

#### 特に評価の高い点

室内に明るい採光を取り入れた近代的な建物である山口育児院は、子どもたちの生活の快適性に配慮された施設との印象をもちました。今回、第三者評価受審にあたり職員一人ひとりが自己評価に取り組んだことは、高く評価できます。一般に管理的な立場の者や特定の者による記入が多い中で、山口育児院の取り組みは特筆すべきものです。このように自己評価は、職制や専門職、事務職など立場の違う者が同じ項目で行い、結果の違いがあれば、それをもとになぜ違うかを話し合うことに意味があります。そこに改善課題が見えてまいります。また、児童養護施設として職員配置等が規定されているなかで、従事者の週40時間労働を実現させていることは、管理者の経営努力の姿勢が伺われるところです。

#### 改善を求められる点

福祉施設の場合、個別記録等の保管方法のあり方が重要になってまいります。個人情報保護法の施行に伴い、諸規程(保管方法、保存期間、廃棄基準等)の整備が急がれます。児童福祉施設の場合、苦情解決事業の運営には難しいものがあります。児童に苦情や意見を自由に述べることを周知しても、やはり職員には言いにくいものですので、アンケートや第三者委員による相談など工夫が必要と思われます。

## 第三者評価結果に対する事業者のコメント・事業所のPR

現在、児童養護施設入所児童は中学生や高校生が増え、処遇が難しくなっています。そのような状況下でなんとしても質の高い処遇を実現したいと思い、第三者評価を受審しました。この度、改善指摘を戴いた点はもっともな指摘だと考えますので、早速改善に着手し、施設の充実を図りたいと思います。そしてこの際に、我々の社会的使命を再確認し、職員一丸となって処遇に取り組みたいと思います。

# 評価報告概要表

## 評価分野別評価結果(分野別の特記事項)

福祉サービスの基本方針と組織	a	3	b	6	c	3	Na	0
<p>就業規則第39条に基本理念として「児童の権利擁護と自立支援を保障する処遇」を明記していますが、法人や施設の理念は職員への周知とともに利用者や地域に向けて示されるべきもと考えますので、法人定款あるいは基本方針、事業計画、広報誌等に記載し、広く周知することが望ましいと思われれます。児童養護施設が措置制度による運営のために中・長期計画策定が立てづらい面は理解できますが、施設を維持運営するうえで、目標としての設備の充実や組織体制の整備など3～4年を見通した中・長期計画が必要と思われれます。</p>								
組織の運営管理	a	6	b	9	c	6	Na	0
<p>就業規則第41条において職員への研修機会の利用努力をもとめていますが、施設として職員一人ひとりについて業務の専門性や将来への意向等を考慮した研修計画を積極的に策定するなど必要と思われれます。</p>								
適切な福祉サービスの実施	a	15	b	7	c	4	Na	0
<p>評価項目 2 (1)「質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている」の関連三項目について、提出された「自己評価」の判断理由が「利用者の個別支援計画」とり違いをしていますが、この評価基準項目の求めるところは、自己評価・第三者評価における取り組みです。今回、積極的に第三者評価を受審されたことを高く評価するとともに、これを機会として今後も自己評価を定期的の実施されることを期待します。</p>								
良質な個別サービスの実施	a	29	b	4	c	0	Na	0
<p>食事や栄養面、衣服・居住環境への配慮、健康管理など児童一人ひとりへの支援に配慮が行き届いています。また、児童の問題行動への対応については、「脱暴力・安心回復会議」の設置など、予防や解決のためのマニュアルを策定し職員に徹底を図っていることを高く評価します。</p>								
児童の権利擁護	a	7	b	5	c	2	Na	0
<p>就業規則において職員等の児童への体罰を禁止している他、入所児童に対する身体的、精神的苦痛や人格を辱める行為など戒めているなど、児童の権利擁護については施設長の強いリーダーシップのもとで取り組んでいることが伺えます。</p>								